## 平成30年度 第1回鳥取市障がい者施策推進協議会

日 時:平成30年7月26日(木) 午後1時30分~3時30分

場 所:鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)第1研修室

#### 【出席者】13名

竹森委員、谷口委員、安木委員、森本委員、藤原委員、大谷委員、田渕委員、影井委員、植田 委員、西尾委員、下田委員、金築委員、小松委員

## 1 開 会

### ○事務局(枡谷)

それでは皆さんお待たせしました。お二方ほどちょっと連絡がないんですけども、定刻になりましたので、これから平成30年度の第1回鳥取市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。それではまず、障がい福祉課長より御挨拶申し上げます。

## ○山本障がい福祉課長

はい。障がい福祉課長の山本でございます。私、この4月から小野澤課長の後を受けまして障がい福祉課長ということでさせていただいております。本日は大変お忙しい中、猛暑が続く暑い中、ほんとにお集まりいただきましてありがとうございます。今年度の第1回目の障がい者施策推進協議会ということでございます。日ごろから皆様におかれましては、福祉行政全般に当たりまして大変御尽力いただいておりまして、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。本市につきましては、今まで平成27年の2月に鳥取市障がい者計画をつくりまして、「いつまでも暮らしたい鳥取市、共に生きる地域づくり」ということを基本理念にいたしまして、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを1人の個人として理解し、助け合うことによって住み慣れた地域でいつまでも暮らせることができるようにということで、共生社会の構築というようなことで取り組んでいるところでございます。

近年、障がい者差別解消法でありますとか、鳥取県の手話言語条例、あいサポート条例、障がいのある方を取り巻く環境ということが進んできているというふうに感じているところでございます。それから障がい者総合支援法、それから児童福祉法の改正に伴いましてこの4月からは新たな障がい福祉のサービスが創設されたというようなこともありますし、障がい児福祉計画策定が義務づけられたということがあります。それから、皆さん既に御存じのように、この4月から鳥取市も中核市に移行したということで、県から障がい福祉関係のさまざまな業務が移譲されてきております。その中で障害者手帳というのがあって、事務等については引き継がれたというようなことで4カ月、ほぼ4カ月経ちましたけども、ほぼスムーズにいっているんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

市の関係ですけども、この2月に第5期の障がい福祉計画、それから第1期の障がい児福祉計

画というものを策定いたしました。第5期の障がい者福祉計画につきましては、相談支援事業を充実する。それから就労及び就労定着への支援、それから障がい児計画におきましては切れ目ない支援体制の構築というふうなことで施策として取り組んでおるところでございます。本日の会議の施策協議会は平成12年に設置しております。この会議におきましては、この障がい者計画の各施策を推進するに当たって、計画の進捗状況であるとか、点検、評価等を行っていただくということと、あと事業の見直しなど、というようなことを議論していただくようにしております。このたび、例年は3月に、年に1回ということで開催させていただいておったところでございますけども、昨年12月市議会におきまして惊田議員のほうからこの施策協議会の運営等々につきまして、何点か御指摘をいただきました。本日はその指摘を踏まえて、皆さんのほうにいろいろと忌憚のない御意見等伺えたらというふうに思っておるところですので、よろしくお願いしたいと思います。本日はありがとうございます。

## ○事務局(枡谷)

はい、続きまして委員の紹介ということで、皆様のほうには第5期鳥取市障がい福祉計画、また、第1期鳥取市障がい児福祉計画を昨年策定いただくために、4回会議に参加いただいたところでございます。皆様の任期は平成29年6月1日~来年、平成31年5月31日となっておりますので、今年度も引き続き障がい者施策についての御意見を賜りたいと考えておりますが、人事異動等によりまして2名の委員の方が委員を交代されることになったので御紹介をいたします。鳥取市社会福祉協議会より、南條様に代わりまして竹森企画管理課長様です。

## ○竹森委員

竹森です。よろしくお願いいたします。

### ○事務局(枡谷)

また、鳥取公共職業安定所より、三澤様に代わりまして植田統括職業指導官様です。

## ○植田委員

今シーズンから着任しました植田です。よろしくお願いします。

## ○事務局(枡谷)

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。続きまして、この協議会の会長、副会長の選任についてお諮りいたします。資料のほうは3ページ目になります。第3条第3項のほうになりますけども、協議会では会長1人、副会長1人置き、委員の互選によりこれを定めることとなっております。この協議会、昨年から皆様には会議に参加いただいておるところですけども、協議会として開催するのは今回が初めてでございますので、まず会長、副会長の選任についてお諮りしたいと思いますが、選考方法につきまして皆様のほうで何か御意見はありますでしょうか。

特になければ事務局のほうにその旨一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょう

か。

## ○森本委員

選挙したらどうですか。事務局がね、会長を選んだりね、副会長を選んだりするのはこれちょっと。

## ○事務局(枡谷)

推薦をさせていただくということになるんです。

## ○森本委員

うん。だから、総選挙するのが一番いいじゃないですか。あと町内会みたいにね、あの程度、 と私は思うんだけど。

## ○事務局(枡谷)

投票ですか。

### ○森本委員

投票、と私は思うんですけどね。そのほうが、要するに執行部っていうのは行政でしょう。

# ○事務局(枡谷)

そうです。

## ○森本委員

お宅のほうが推薦されるでしょう。

## ○事務局(枡谷)

はい。

## ○森本委員

そうするとやっぱりこれは、この原案というのは主に行政がつくられるでしょう。それに対してどうこうというのはね、我々が評議委員みたいなものですから、お宅は執行部ですね。 というのが私の意見になります、間違っとるだろうか。

## ○事務局(枡谷)

ただいま、森本委員様より投票による選考はいかがかという御意見がございましたけども、皆様、何か御意見ありますでしょうか。

## ○森本委員

その前提としてね、この17名おられるんだけども、自分の経歴とかね、この会議に出席したね、 気持ちとかね、そういうのもやっぱり述べていただかないと、その方々の、その委員のやっぱり イメージも湧きませんな、これでどうかなというようなことで意見を出す。皆さんもそういう。

#### ○事務局(枡谷)

今、森本委員様より投票による選考にならないかという御意見がございましたけども、投票に 賛同される方は挙手、決を採らせていただいてよろしいですか。挙手になりますけれども。

### ○谷口委員

すいません。きょうここで会長、副会長を決めるわけですね。

## ○事務局(枡谷)

そうです。

## ○谷口委員

投票と言いましても、先ほど言われたようにはっきり言ってあまりよく知りません。それで投票、何をもって投票するのか、何が、この人の何がよくて投票するんかというのは僕にはあまりよくわかりません。私としては事務局の方のほうが、特にこの組織の出自とかなんとか、少なくとも私よりもよく知っておられると思いますので、事務局の方の推薦によって、それを、否決なら否決するほうがより合理的ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

### ○事務局(枡谷)

そうしましたら、ただいま谷口委員様、森本委員様より2つ御提案をいただきました。1つは 委員の皆様による投票、もう1つは事務局の推薦によって選考といったことでございますので、 そのほか何か御意見ありますでしょうか。ちょっと2つ意見が出ましたので、それぞれ決を採ら せていただきたいと思います。そうしたら。

[事務局、事務局、事務局。] という声あり。

[事務局、そういうことはよく、全部知っておられる。] という声あり。

〔事務局一任でええが。〕という声あり。

## ○事務局(枡谷)

事務局の選任がよろしいでしょうか。

挙手によりまして決を採らせていただきたいと思います。委員の皆様の投票による選考がよろ しいと思われる方は挙手お願いします。

### [挙手少数]

事務局の一任による選考がよろしいという方は挙手をお願いします。

## [挙手多数]

賛成多数ということで、それでは事務局からの推薦による選考ということでさせていただきた いと思います。

そうしましたら、事務局のほうなんですけども、昨年度計4回にわたりまして、計画策定委員会ほぼ同じメンバーでございます。その際に委員長として計画の策定のとりまとめに携わっていただきました鳥取市手をつなぐ育成会の大谷会長様に会長をお願いしたいと考えていますが、皆様いかがでしょうか。

〔異議なし。〕という声あり。

## ○事務局(枡谷)

ありがとうございます。また副会長には鳥取市社会福祉協議会の竹森課長にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

〔異議なし。〕という声あり。

### ○事務局(枡谷)

ありがとうございます。そうしましたら、会長に大谷会長様、また副会長に竹森課長様、お願いしたいと思います。そうしましたら、会長席、副会長席のほうに移動をお願いいたします。 それでは大谷会長、竹森副会長様より御挨拶をいただきたいと思います。

## ○大谷会長

すいません。お世話になります。引き続きということで、会長ということで、立場は皆さんと同じですので、こうして今期は受けさせていただきますけど、今期1期、次回につきましてはほかの案を事務局のほうに考えていただいて、部外者の方からもお願いできればと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。計画策定は終わっていますので、それの進捗状況ということになると思いますので、協力のほうよろしくお願いしたいと思います。以上です。

#### ○竹森副会長

すいません。鳥取市社会福祉協議会の竹森といいます。よろしくお願いいたします。何分前任 者の任期途中の交代ということで、これまでのちょっと流れもわかりません。皆様の協力を得な がら努めさせていただけたらなというふうに思っております。最近ではこの障がいに対する条例 とか、制度とかが大分整備されたようには思いますが、まだまだ心もとないものなのかなと感じておりますので、この会でいろいろな意見が出て施策がたくさんできますことを思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局(枡谷)

はい、ありがとうございました。それでは、これ以後の進行につきましては、要綱の規定によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。大谷会長よろしくお願いします。

### ○大谷議長

はい。では進めてまいりたいと思います。では6になります。協議・報告事項ということで、 鳥取市障がい者施策推進協議会の運営についてということで、事務局からお願いいたします。

## ○事務局(枡谷)

はい。資料を説明させていただきます。資料は6ページ以降になります。こちらにつきましては、先ほど課長のほうからも挨拶がありました。昨年度12月議会におきまして、この障がい者施策推進協議会についての質問を椋田議員よりいただきました。その対応について協議をさせていただくものになります。質問と答弁につきましては7ページ以降のとおりですけども、ポイントは2点ございまして、8ページの下段のところを見ていただけますでしょうか。下線の部分になります。協議会の運営につきまして、当該年度に本市が実施する9つの分野、これは障がい者計画になりますが、これにかかる事業と予算、説明資料をもってその協議会に説明され、また審議をいただくということが必要ではないかという点。また、9ページ目の上のほうになります。施策の実施状況、障がい者事業の実施状況につきまして、やはりこの協議会で報告し、説明し、審議いただくことが必要ではないかという御質問をいただいています。

こちらにつきましては市長より「検討させていただきたい」という答弁をしているところでご ざいます。

また、もう一点ございます。会議の開催情報が、開催するという時点での情報、それから会議 資料、議事録、そういったものをホームページで公開するといったことが必要ではないかという 御質問をいただいております。

こちらにつきましても、市長の答弁としまして、「障がい者施策推進協議会の委員の皆様の御意見を伺った上で可能な限り対応してまいりたい」という答弁をしたところでございます。また6ページ目に戻っていただきまして、さっきのこの施策推進協議会のまずは審議内容、また会議内容の情報公開につきまして、それぞれ皆さんの御意見をお話いただきたいと考えておるところでございます。

まず、審議内容につきましては、鳥取県のほうの施策推進協議会の資料を参考に17ページ以降になりますけども、9つの分野にかかわる事業、障がい福祉課の主な事業ですけども、それを掲載しておるところでございます。こちらにつきまして、皆様の考えやちょっと御意見をいただければと思っているところでございます。

## ○大谷議長

はい、ありがとうございます。皆様のほうで何か御意見等ございませんでしょうか。

# ○事務局(枡谷)

また、こちらの資料につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

## ○大谷議長

はい。

## ○森本委員

すいません。ちょっと質問ばっかり言って。

まずこれ 30 年度の第1回の障がい者推進協議会のこの資料ですけどね、この2分で全部読んでですな、何か質問ありませんかというのはちょっと酷じゃないですか。

# ○事務局(枡谷)

一週間前に皆様のほうには、資料を事前送付させていただいておりまして。

## ○森本委員

わかりました。ちょっと私のほうがリーディングをしとらん、反省しています。

## ○大谷議長

ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

## ○田渕委員

これを拒む理由はないんじゃないでしょうかね、可能な限り、情報公開を徹底的にやっていいことですよね、これ。

## ○谷口委員

じゃあ、はい。

## ○大谷議長

はい。

## ○谷口委員

いいですか。

### ○大谷議長

はい、どうぞ。

## ○谷口委員

今は、要は 17 ページ、全体に対して質問ということでしたでしょうか。17 ページの資料 3 というふうに僕は受けたんですけども。

### ○事務局(枡谷)

申しわけありません。まずは資料についての御質問と思ったですけど、あわせて説明させていただいた後に全体としてということで。

## ○谷口委員

わかりました。

#### ○事務局(枡谷)

もう1点、すいません。会議内容の情報公開につきましても説明をさせていただきます。椋田議員のほうからは会議の開催情報等事前に公表するということ、また会議の開催後は会議資料と議事録、これ議事概要ではなくて議事録というような意味で質問されておられますけども、こちらを公表すべきではないかということでございます。特に会議の議事録につきましては、今は、議事概要を作成いたしまして委員の皆様のみに今送付しているところでございます。こちらにつきまして、委員の発言の内容、それと発言者も含めて、ホームページで公表することにつきましてまた改めて委員の皆様からの御意見をいただきたいと考えております。資料1の説明は以上でございます。

#### ○大谷議長

今の説明につきまして、公開、まず公開を、同じ会議の内容の公開ということで、それにつきましてその一字一句、極端行ったらそこまで公開するものか、それとも多少、その会議内容から外れるものは削除させていただくとか、いろんな方法があると思うんですけども、今の時代ですので公開というのが、ほぼ、こうなっておりますので、そこで皆さんの御意見をお聞きできればと思っておりますので、皆さんのほうの御意見をよろしくお願いしたいと思います。

#### ○田渕委員

でも、これ一字一句そのまま公開するというのか、要約を出すというんですか。

#### ○事務局(枡谷)

そのあたりも、また委員の皆様の御意見をお聞きできればなと思っております。

## ○田渕委員

それで、今までもね、私らが発言した内容を要約したものがあるだろうし、来ている内容ですね。やっぱりいちいち注文つけていませんけどね、やっぱりこっちが質問した意図と少し論点は外して回答しなるようなことが、やっぱりあるんですね。あるんです。言葉のあやというんですかね。少し違うんかな、まあまあいいかなと。そしたら非常にこれは要約でそういったものを出すことに関してはなかなか難しいところがありますけど、やっぱり発言者のその意図、意思、こういうものを、自分たち行政の人の都合にしたり、書かないように、発言者の意思を尊重して書いていただくということをお願いしたいと思いますね、一旦出たものは引っ込みがつかない、そのことをお願いして私の基本的な要望をお願いします。

#### ○大谷議長

ほか、ほかの御意見はございませんでしょうか。

#### ○森本委員

これホームページに掲載するというような気持ちもあるわけですか。

## ○事務局(枡谷)

そうです。はい。公開してはどうかなと考えております。

## ○森本委員

いいことですね。はじめね、このことも言ったんですけどもね、以前は何かね、そうすると自由な発言が入れないというような形でね、オープンにしないというような前、意見があったように思うんです。うん。引き続き、これ、今回はね、やはり全てホームページのほうにオープンにすれば市民もわかるだろうし、それは、大変に、だれがどうであれ、いいことだと思うんですけど。

#### ○大谷議長

はい、ほか、何かありますか。何でも結構ですので、思いを皆さんの。

### ○田渕委員

それともう1つ、ここの審議会の傍聴席というのもこれから積極的に検討したらどうでしょうかね、傍聴。市の専門委員会に傍聴なんかをね、させてもらった経験があるんですけれども、我々が聞いた感覚と、そこに出てきたその議事録を見るとかなり温度差を感じるんですね。私、さっきいいましたけど、もう一緒のことなんだね、ですから、そういったようなことをいろんな機会に広く審議していくためにね、次回から当協議会もやってはどうでしょう、傍聴席。

## ○大谷議長

もう1つ。今、今回と同じことですからね、いつありますということでしていただければ。ほ かのほう、事務局のほうどうでしょうか、いかがでしょう。

## ○田渕委員

これ、椋田先生の質問に入ってきましたね、今後、検討事項にね。

## ○事務局(枡谷)

それでは、会議の開催前にはホームページに開催をするという案内を出させていただきまして、 傍聴も可とするといったこと、また、会議の開催終了後は議事録ですね、議事録をテープは起こ して一旦皆様のほうにお配りして、実際違う部分があるかもしれませんので、そこを確認いただ いた上で戻していただいて、発言者とともにホームページに公開していくと、そういった形で、 そうしましたらさせていただければと思います。

## ○大谷議長

じゃ、よろしいでしょうか。それで、会議内容につきましては公開ということで、録音をさせていただいてそれを起こすという。ただ、議事内容に沿ったお話ということでお願いしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

では、次へまいりたいと思います。2番の障がいのある人の現状等についてということで、事務局。

## ○小松委員

審議内容についてというところは、終わったんですか。

## ○大谷議長

資料3に資料がありますので、それを説明した後にこの部分はということで、個々の内容説明を資料のほう、しますので、後で事務局がするということですからその後にということでよろしいでしょうか。

## ○小松委員

それで、資料1の途中までがじゃあ、今、終わって、それで2に進むということで。

# ○事務局(枡谷)

そうですね、資料の関係がちょっと絡んできますので、まずは資料の説明をさせていただきた いと思います。

## ○小松委員

はい。わかりました。そのように、そのように説明をして進めてください。

### ○事務局(枡谷)

資料1の審議内容と先ほど会議内容の情報公開につきまして御議論いただきましたけども、審議内容の部分につきましては、資料3で御提示させていておりますので、そちらにつきましては 資料3の説明の後にまた御意見をいただきまして、この内容でよろしいかの御意見を賜りたいと 思います。

### ○大谷議長

すいません。ありがとうございます。資料3のほうにつきましては、3のほうで討論していた だきたいと思いますのでよろしくお願いします。では、事務局。

## ○事務局(枡谷)

それでは、資料2の説明をさせていただきます。資料は11ページ以降になります。障がいのあ る方の現状ということで、今年度の4月1日もしくは3月31日現在の状況を表したものになりま す。まず、11ページで人口になります。鳥取市の人口3月末時点で18万8,739名ということに なります。それで、そのうち障がい者手帳の所持者数なんですけども、身体障がい者手帳の所持 者 7,225 名、療育手帳の所持者 1,801 名、精神障がい者保健福祉手帳の所持者 1,911 名というこ とで、1万と937名となっております。その手帳もしくは自立支援の受給者証の種別ごとの状況 については次ページ以降に記載のとおりでございます。まず、12ページ、まずは身体障がい者手 帳の所持者の状況でございます。こちらにつきましては、等級別1級~6級まででございます。 また年齢別、それと障がい種別手帳所持者数の推移ということで、1、2、3と統計を出してお ります。それから年齢別なんですけども、こちらは昨年、委員より御指摘がございました 65 歳以 上も含めた3区分にしたらどうだということがございましたんで、今年度、平成30年度からは 18 歳未満、18 歳以上 64 歳未満、65 歳以上といった形で、それぞれ年齢区分を出しております。 13ページ目は療育手帳の所持者、知的障がいのある人の現状になります。こちらも障がいの程度 別手帳所持者数ということで、区分A、区分Bそれぞれ別にしております。また、そちらを年齢 別の手帳所持者ということで 18 歳未満、18 歳以上 64 歳未満、65 歳以上ということで、それぞれ 30年度の状況の統計をとっております。

あと、14ページになります。こちらは精神障がいのある方の現状になります。障がい程度別手帳所持者数ということで、1級~3級までになっております。また、こちらにつきましても年齢別ということで、3区分のそれぞれの手帳所持者を載せております。また、自立支援医療費精神通院受給者数の推移、こちらにつきましてもそれぞれ23年度~平成30年度までの推移を掲げておるところでございます。15ページ目には難病患者ということで、特定医療費受給者証の所持者数、また、小児慢性特定疾病の認定患者数の推移を掲げておるところでございます。最後は16ページになります。これは障がいのある児童の状況ということで、特別支援学校の就学状況、在籍状況ですけども、在籍状況につきましては、現在、照会をかけておりまして、まだもう一学校

ちょっと出てきておりませんので、また統計がとれ次第、皆様のほうにはお出ししたいと思います。市のほうでは特別支援学級の設置状況につきまして、小学校、中学校、また今年度より義務教育学校というのが出来ておりますので、小中一貫校ですね。そちらにつきましてのそれぞれの支援学級数の追加をしておるところであります。簡単に説明をさせていただきましたが、説明は以上でございます。

#### ○大谷議長

はい、ありがとうございます。皆様のほうで何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

## ○田渕委員

はい。このね、普通私がお願いすることですけどね、知的や身体の場合は、ほぼ 100%手帳お持ちですね、ほぼ。違う。

## ○大谷議長

違います。

## ○田渕委員

90何%ですか。限りなく100%に近いでしょ。

## ○事務局(枡谷)

難病の方もおられますので。

### ○田渕委員

それでね、精神の場合は、以前は50%と言っていましたね。今、この数字から自立支援医療からみさせていただきますと60%になっていますが、60%。ただし、これには長い歴史もあるわけです。障がい者、総数の不一致でね。やっぱり精神の中には手帳とそれから自立支援医療とやっぱりこの2つやっぱり提起をして、やっぱり両方同じ疾患なんですね。ただ、手帳持ってないだけ。そうしますとね、精神の場合は26.9%、26%になるんですよね、全体として。もう1つ、難病を、このね、難病の最後、私がこれじゃいけんということで難病の方、定義をする際に、どんな状態か、ようわかりませんけど、こういう方も全部入れましてね、障がい福祉って一番その際にね、誰々がこういう、これだけの人がやっぱり実際、障がいを持っている、地域で生活しているということにつなぐ、手帳という表現の仕方がわかりやすいわけですけど、それだけでは見えない、救えないことがあると思うんですよね、少しちょっと工夫をお願いしたいと。いかがでしょうかね。

#### ○大谷議長

事務局、はい。

## ○事務局(枡谷)

田渕委員の御指摘は恐らく 11 ページの下段の障がい者手帳所持者数のところかなということに対して。

## ○田渕委員

そうです、11ページです。

### ○事務局(枡谷)

そうですね。難病の方や自立支援の受給証の方も含めた形で手帳の所持者だけじゃなく、障がいのある方でも、ということで表のほうは工夫させていただきたいと思います。

## ○田渕委員

それから、いろんな形の障がいがあるわけでしてね。それぞれまず市民として生活をしている、 実際どれだけの人がどんな状態で生活しておられるのか、そういうものを私、それを見えないと いけん、表でね。これはあとでこれ足し算しても、これ引き算してもね、それではなかなかこの 表、見づらいですけどね。変えていただけますか。はい。

#### ○大谷会長

はい、では事務局よろしくお願いします。ほかにございませんでしょうか。はい。

# ○谷口委員

12ページの障がいのある人の状況、②年齢別手帳者数の推移、それの区分のところ、18歳未満、18歳以上64歳未満、65歳以上としてあるんですけども、意図はわかるんですけども、これでいきますと64歳は含まれませんので11ページの(1)人口のとこ、15歳未満、15歳~65歳未満、この表記でないとちょっとおかしいんじゃないかと、表つくっておられる意図はわかるんですけども、この表記が間違いではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

## ○事務局(枡谷)

はい、訂正します。申しわけないです。

#### ○大谷議長

よろしくお願いします。

## ○大谷議長

はい。森本委員。

## ○森本委員

私、いつもこうやって見るんですけども、例えば 12 ページ、等級別手帳所持者というふうなのがあるんですけどね、これ 1 級、2 級、3 級、4 級からあるんですけども、これ多分肢体だと思います、この中で 1 級はどんな人か、6 級はどんな人かということをこの委員さんの中である程度把握されている方はおられますか。

〔わかりません。〕という声あり。

## ○森本委員

わからんでしょう。わからん状態でこの数字見てね、審議できますか。これ、六法全集に書いてあるんですけどね、6級から順番に、それから知的障がいなりもね、ありますが3つだかね、それから、知的障がいじゃいけないんだな、療育の関係ですね、それから、精神障がいもそうですね、全く我々わからんです。それで、民生委員さんもそういう講習受けておられるんですか。

## ○谷口委員

特には受けません。

## ○森本委員

分からんでしょう。

## ○谷口委員

分かりません。

### ○森本委員

それとね、よく言われるんだけども、各課の相互連絡を密にしてよりよい行政にしたいということをよく言われるんだけどもね、例えばこの民生委員さんおられるんで、あれですけども、例えば3級の認定はどういう障がいで自分のエリアに何人くらいいるかというようなことも、これ、当然に民生委員さんとしたら把握する義務がありますわな。

## ○谷口委員

ありません。

## ○森本委員

ありませんか。

#### ○谷口委員

はい、ありません。

## ○森本委員

はい、失礼しました。私ね、前に相談員をしていたときに、身体障がい者相談員があるんですけど、これでね、やっぱり自分たちが住んでいるところにどういう境遇の、どういう人たちが何人いるかとういうことを、今、一生懸命山本さんのほうにお願いしているんですけどね、これがわからんのですわ、危機管理課としてもね困るわけです。千代川が決壊した、野坂川が決壊した、さあ、腰上げよう。わしのところは100人ほどのエリアだけども、どこに誰がどういうふうにおるだあわからん。これじゃ、何ら危機管理でもなんでもない。まず第一に①の12ページ、1級~6級のどんな等級の人がおられるか。それから、どういうような内容なのか、区分がね。それから2番目の、何ですかいな、内部障がいとか、聴覚とか、そげなこともちょっと教えてもらえませんと、やはり我々としたら全体の把握するのが難しくないかと思うんですけど。

## ○事務局(枡谷)

等級は、そうしましたら区分を、それぞれつきましては別表がありますので、それをちょっと また後日になりますけども、皆さんの方にお送りさせていただきたいと思います。

# ○森本委員

合併を持っておられる方がおられますな、例えば身体障がいでなおかつ精神障がい、なおかつ 知的障がい、この方々はどういうふうにカウントすればいいんですか。

## ○事務局(枡谷)

それぞれにカウントします。

### ○森本委員

じゃ、ダブりはなかったということで。はい、わかりました。

## ○安木委員

これは民生委員さんにも全部引き継がれているんでしょうか。

## ○谷口委員

いきていません。

# ○安木委員

今の話で、その内容について、各民生委員さん各町内会におられますね。民生委員さん方にそういう内容は、こういった方ですよとか、そういう内容を書いたものを皆さんにはお配りされるわけですか、そうせんと今の話で要支援者の場合に、非常に困ることがあるんですよ。

## ○事務局(枡谷)

民生委員協議会さんのちょっと意向を伺って、別表自体はかなり専門的な言葉になりますけど も、もし必要でありましたら民生委員さんのほうにも協議会の御意向を伺った上でお配りするよ うに、必要でしたら、したいと思います。

## ○大谷議長

はい。

### ○森本委員

いいかな。それでね、結局ね、例えば民生委員さんにしても、我々、身体障がい者相談員にしても、自分のエリアに何人くらいの身体障がい者がいるか、知的障がい者がいるか、精神障がい者がいるかということを把握しないとね、いざ、危機管理、要するに今回ように倉敷みたいな形になったときに、どこ行っていいかわからんですがな、それで、公民館やなんかに聞くと、いや、一番トップは知っていますよという、トップが知ってもだめなんです。区長が知り、なおかつ地域の消防団ですな、こういう方々がきちっと知っていないと、どこどこのおばあさんの所にいったら、戸板がいるよ、あの人は知的障がいと精神障がいとが一緒になっているからやっぱりちょっとこういうふうにせないかんよということを、やはり情報をきちっと区長なりにね、それから地域の消防団員ですな、これが把握しないとね、右往左往になっちゃうんです。この辺の認識はどうふうに考えておられますか。

## ○事務局(枡谷)

避難行動要支援者支援制度というものがありまして、各区長さん、消防団員の方それぞれ知っておられます。

## ○安木委員

いちいち明記してないでしょ。

#### ○事務局(枡谷)

リストの方で。

## ○森本委員

知ってない。私も聞いてみた、私、これだった、誰も知っとらん、うちの村は、少なくとも。 それでね、あなた方に聞くとね、個人情報と言うんですわ。だから、私が言っているのは、例え ば、あざ、どこどこの村が32軒あったらその中で何名くらいが知的障がいの手帳を持っている、 身体障がいの手帳を持っているというぐらいなことは、やはり教えてもらわんとわからんです。 聞いてみましたよ、今回。いや、知りませんと、森本さんだけは確かに身体障がいですな、とい うレベルです。そういうことで市のほうは動いているんです、表面的に。そこにお宅の言ってお られるように、障がい福祉課と危機管理課と連携をしあってね、公民館とも、それから民生委員とも、身体障がい相談員とも連携しあってね、情報を共有してやっていかんと。何かね、表面的なことばっかりでいけませんわ、と私は思いますけど。

## ○大谷議長

事務局のほう。

## ○山本障がい福祉課長

ちょっとすいません。森本委員さんが先ほどから出ておりますように、災害時にね、自治会なりそういう支援、障がい者の支援するためにその各地区に障がい者が何名おられたというような情報が必要だということも言われたわけですけども、それについて先ほども、枡谷補佐のほうが答えさせてもらったように、避難行動要支援者制度というのがありまして、そのリストが各地区ごとにあります。それで、今は地域福祉課のほうがちょっと担当しておるわけですけども、それは自治会長さんのほうには、それぞれリスト、名前等を入れている、及び障がい。避難行動要支援、災害時に支援が必要だという方を事前に登録していただいておりまして、そういうリストは全部配ってありますので、災害時に支援が必要だという方についてはそのリストを見ていただければ、わかるということです。ただし、それ以外の、登録してある方以外にも身体なり、そういった障がいを持っておられる方がおられるかもわかりません。これは登録制度ですので、登録がされてなければ、確かに障がいがある方があってもそういう家族とか、そのほかに災害時に支援されている、できる方がおられる場合は登録をされないというようなケースもありますので、その障がいを持った方が全て登録されているとは言いませんけども、一応そういう災害時に支援が必要な方っていうのは、そういう登録がしてあって、リストとして提供がしてあるということです。

## ○安木委員

そのリストにはね、65歳以上で独居もしくは夫婦だけの方しか載せてない、載ってないですよ。 若い人は載っていませんよ。

## ○森本委員

それとね、ちょっとあまり口車に乗るようで悪いけどね、結局それは本人が申請するんでしょう。本人は手を挙げん限りはね、お宅は把握できんですか。本人が手を挙げて、僕、私ね、その ときはよろしくねっていわん限りは、その名簿には載らんですわ。

#### ○田渕委員

この話はね、もう 10 年も 15 年も前から同じような繰り返しなんです。主体がどこにあるかわかりません。基本的には手挙げ方式。あえてその間隙を縫って、どこどこの地域は、地域を挙げて防災訓練をしたとか、また、どこどこの作業所は防災訓練をちゃんとしたとかね、こういう話

は時折耳に入って、そういうようなことやっておられる所はありますけども、これ、本当にどこが主体をもってするんかな。実際はほとんどやっているのは住民の総力なんです。行政の人なんか、ことが終わってから出てくる、そのことをね、みんなが認識していないといけんと思う。

# ○森本委員

どうもね、行政見ておると何とか会議あります。何とか会議あります。そこでやります、そこ でやりますでしょ。そうじゃないですよ。結局連携を密にして、じゃあ、誰が核になって誰がト ップになってそれをまとめていくかというね、組織体がないでしょ、さっき言われたように。私 も危機管理なんとか委員になっていたんです、これでもね。もう全然違った方向で危機管理がこ うです。じゃあ、身体障がい者はどうか、精神障がい、知的障がい、身体障がいはどうだ、この 連絡が全然ないです。ただ、いざとなったって、それはあんたげのエリアだが、これはあんたげ のエリアだと、全然いけません。だから私なんかも防災に出ますが、これは報告書に書いたんで す、身体障がい者の。相談員になってもらったときに書くんです。そういう現実があるんです。 もう少しね、全体をまとめて誰がトップになって、それをどうトップダウンで命令系列どうする かというようなことが全然ない。本当でどうされるな、例えば、ちょっと話が長くなる。毛布は どこにあるかというの知っておられるかな、課長さん。災害時の毛布どこにあるか。それからコ ンビニでね、3,000 本とか 2,000 本のその飲料水、これを優先的に鳥取市のほうに配布とかせん のかという、条約もあったでしょ、契約みたいなところ、1回もされたことあるかな。そういう ようなことがね、基本的にわかってないんだが、毛布どこにあるか知っておられるか、毛布、災 害時の。それも今、前はあそこの南庁舎の地下にあったんです。あんな所に水が入ったらもう、 ばばらですで。それで、佐治がいけんようになった、どうやって運ぶだいな。そういうような基 本的なことをね、我々が幾ら言ってもね、あれは、それは何処どこのセクションです。何処どこ のセクション、言われたらああそうかなの世界です。

#### ○田渕委員

この議論はこれやめましょう。

## ○森本委員

はい、はい。やめましょう。

## ○田渕委員

なんぼこれ10年、15年前からこの話は、堂々巡りなんです。

#### ○森本委員

だからちゃんと期限を切って。

## ○田渕委員

これ、だけど、どこが主体になるんですかこれは。市のどこが主体なんですか。

### ○山本障がい福祉課長

危機管理課です。

#### ○田渕委員

そこがもっと性根を入れてね、19万の鳥取市を全部やろうとするから問題があるんです。今回、問題が追加で出たんで、あるでしょう。それも1つの候補として捉まえて、そこからそういうものをやっていくと。そうしても、その地域の住民もそのことにしっかり、やっぱり体験した人があったり、即行動として出るようになりますのでね。それは精神障がいの人を対象にしても、全部やるっていうのは無理だと、何々校区、中学校区でここと、こことを重点的やってみると、そこで必ずその問題点や成果が出てくるんですね、それで、それを今度は市に広げると、10年、15年同じ話をする会ですか、これは、これ、やめましょう。ここで何回やっても結論はでない。

#### ○森本委員

だから、言いたいのはね、早急に具体策を出してください。これが危機管理課だったら命令系統をきちっとしてもらいたい。さっき言ったように毛布はね、佐治の役場にありますか。ないでしょう。ちょっと下田さん知っておられる。ある、ないでしょう。

〔ありますよ。支所に。〕という声あり。

### ○森本委員

それから、水やなんかのあれは1回ぐらいやったことがあるんか。

## ○小野澤障がい者支援課長

いや、今回やっていますよ。避難所で。

#### ○森本委員

やった。何かこの会かどうかしらんけども、危機管理課だ、そのとき質問が出て、今から1年 半ぐらい前に危機管理課の私も委員だった。

〔終わり、終わり。〕という声あり。

#### ○森本委員

はい。終わり。はい、はい。よろしくお願いします。

## ○谷口委員

感想ですけども、民生児童委員協議会の代表で出ているんですけども、その障がい者どこにおるかという把握、これも鳥取市民生児童委員協議会で散々議論しております。基本的に障がい者は隠したがるんです、自分のことを。僕も父親が完全な認知症で夜中徘徊。これは、僕、津ノ井地区で、津ノ井地区にオープンにして、顔写真をつくり、行きそうなところに地図つけて、いろんなところに駐在等に配りました。ところが、うちも認知症で徘徊するという、家族は隠したがるんですよ。それで、ほかの障がいでも隠したがる、オープンにしたくない、それが基本的な障がい者だと感じております。だから、津ノ井地区にどれぐらいおられるかは全然把握していません。隣の家だ、この人そうだったんだな、相談があったときにわかると。ただ、市といろいろ交渉しまして、そういう情報をとろうと思えば市からもらえるような体制がだんだんできております。

だけど、個人情報を、それをもしとったとしても非常に責任やプレッシャーがかかるんです。 そういうかけられています。だから、非常に把握するっていうのは難しい問題です。民生委員と いうのは何も権利も権限もありません、義務だけですわ。人の家にズカズカ入っていくこともで きません。報酬も何にもありません。そういうもんが、強く言えるのは市に言えるぐらいなもの で。何にも、だから把握するということは大事なことだとは思いますけれども、非常に難しい、 それからエネルギーもいる問題であります。すいません。感想です。

すいません。もう1点。要支援者、災害時要支援者制度もできました。これはやっぱり一歩も 二歩も、これがいいぐあいに運営されているかどうかは別として、一歩も二歩も前進だと思って おります。以上です。

## ○大谷議長

下田さんどうぞ。はい。

### ○下田委員

今、民生委員の立場でお話があった。ちょっと森本さんのほうからも最後にちょっと指摘がありましたので、ちょっと佐治のことをちょっとお話したいと思います。本当は官庁のことは言いたくはないんだけれども、もしか、佐治町は現在取り組んでいるずっとおることについては、多少は違うですよ、鳥取市の取り組み、それから各、気高とか、あちらさんの何かと全然違うですよ、それぞれ町村によって。それ、私のところは私が相談員になってからもう十何年かになります。しかしながら、それ以前からずっと続けておるのは、佐治町の場合は総合相談というものがありまして、総合相談会、相談日というものがあって、それで民生委員さんとそれから行政相談員さん、それから人権相談員さん、まあ身障相談員と、このように毎月の木曜日が相談日とちゃんと設定されておりまして、広くそれをアピールしておるわけですよ。

相談の中でね、やっぱり民生委員さんとお互いに身障相談員の立場として民生委員さんもなかなか身障相談員のことは本当にすごく民生委員さんに任命された方はわからんわけですよ。失礼なことなんですけれども、それで、何か身障の相談員さん、私たちの問題、初めて民生委員さんに任命されたわけなんだけど、身障相談員の取り組む内容的なものが全然わかりませんと。お互

いが切磋琢磨してお互いが意見交換して、相談日であっても相談のないときにはそういうような面でいろんな形の中で話し合いをするんですよ。ですからして、相談員さんも身障相談員は身障相談員の立場としてこういうことですよ、こういうようにやっておるのが現状ですよとか、このようにここであったことでも大まかにまたお知らせしたりとか、そのようなことを、生の声をとりあえず民生委員さんとも話す。それで、大体大まかに身障相談員というものはそういう意味で話し合いに乗って、お助けいただいていいですなと言って、もうお互いが腹を割って1つ問題というか、1つのものを、形をつくっていって、取り組みをしたいと、最後まで。それが考え方でして。ですからして、行政相談員は行政相談員の立場として、いろいろなアドバイスもいただいたり、そのように全部人権相談員さんも人権相談員さん、特に身障者の差別問題なんか、これも勉強する1つの立場として、お互いが民生委員さんに、僕らもあえて再度認識を新たにする場合もあります。だからして、広くはやっぱり佐治村の中では、僕、本当に上手くやっているんじゃなかろうかなと、自分の町村のことだからいって自分のことは褒めるわけにはいけませんけれども、どうも僕ら、こうして行政さんの立場をお聞かせさせてもらうと、全然違うなあと、特に鳥取市の場合、批判する手がない。僕は、鳥取市にお伺いしたいんだけど、どうも鳥取市のこと、取り組みのほう、34 福祉協会が、組織があるわけですよ、鳥取市は。

その中でそのような組織があったりとか、話し合いをしたりとか、そのような立場あるんですかといってもないのが現実ですわ。これらはまた東部の身障の理事会なんかでお互い話をするんですけれども、だから、森本さんにもぶつかって、僕は質問するんです。どうも僕は鳥取市のその現状の取り組み、特に相談員の点については、僕は問題があってやったほうかなと、今、発言された方があったが、今逃れのことだったような話ですから、上手はいかんわ。ですからにして、佐治町の場合はね、合併後も一遍もしたことはありません。だから、1本でこれだけずっと我々の問題に、もうみずから問題がもうお互い知り尽くしているんですよ、町区のことについても。しかし、町村によっては合併してするというと、町村で、旧の町村ごとになります。本当に上手くいっているのかなと僕らは思いますし、しかしながら、予算のことは批判しませんのでいいませんけれども、そのようなことも含めてやっぱり行政の組織なりがずっと歩んできたロードと、それから現実に新しく我々身障相談員のことについてを、年々この法律問題、法の問題等々もめまぐるしく変わってきているのが現状でしょう。やっぱりそれらの話し合いをお互いがするんですよ、総合相談のときに、相談者がないときに、相談会をしてお互いが共通点をお互いがもって、そして取り組む。

だから、相談のことについても、僕ら身障相談員であるんだけど、民生委員さんと同じように一般の相談も出席して僕たちするときがあるんです。ですからして、本当に僕は、佐治はこれまでずっと僕は十何年間こうして実際にさせてもらって、予算のほうもずっとさせてもらっているんだけど、佐治町はうまくやっていっているなと、そのように思っております。皆さんは、それはそれなりに判断していただいて結構ですけれど。とにかく民生委員さんと身障相談員は互いに共通点、共通の立場をとって物事を考えていくというですね、ですからしても、皆さんも相談員は、身障相談員は、ちょっとそこはたくさん出席する機会が多いんですけど、民生委員さんは月に1回、1年に1回出席でいいんですよ。人数が多いんで、月に1回統合日があって、行政相談

員とか、僕らみたいに身障相談員は大体毎月の。だけども、最近相談、身障者の相談が結構少なくなりました。ですからして、今、年に4回、4回毎月だったんですけども、今4回に減りました。そういったやっぱり何言ってもそういう取り組みをさせていただいたんですよ。だからして、民生委員さんの苦労しておられるのは私たちのような立場、私はやっぱり身障者相談委員の立場も民生のお互いが持ってない、特に持っておりません。以上です。

#### ○大谷議長

はい、ありがとうございます。市町村合併がありましてからいろいろといろんな問題点もあるとは思うんですけど、やはり旧市町村のほう、私も山間地の出身なんですけども、どうしても新しい方の入って来る率が少ないですし、そうすると隣通しとか、親同士の付き合いがかなり頻繁になっているということで、いろんな面においてやっぱりプラス思考ではないかなと思うんですけど。市内のほうにつきましてはなかなか人の出入りが多く、それと先ほども言いましたけれども、本当に各、私たちは育成会ですし、身障協会の方々いろいろおられますけども、会員数も、今、目減りしているのは現実問題として、何がそこは、ただ、うちはいいですけども。それで、その人を把握するということもかなり育成会、うちはやっぱり難しい部分もありますし、手帳を持っておられない方というのは、これも高齢の方がという、以前のいろんなイメージで持っておられます。また、若い方がうちはほしくないとか、いろんな問題点もあると思います。防災に対しても、うちは要支援者として最初は来させていただいているんですけども、このたびは祖母、母親の方の要支援の枠で来まして、ちょっとここまで入って、ちょうど今出したところです。

それで、この災害についての徐々ですけど変わりつつあるとは思うんです。いい方向に障がい者の避難所の問題とか、いろいろ、今、取り上げられておりますので、こういうことが上手に行くようになっていただければいいかなと思いますので、何とか連携を図っていただいて、森本さんが言われるように、できる限り情報がいただける範囲内であれば、皆さんの所に届くような体制ができればいいなという、ただ、個人情報の問題等々の問題も絡むと思いますけども、協力のほう、していただければと思います。じゃあ、話が長くなります、この辺でこの部分は次に移らせていただきたいと思います。3番の説明でして、平成30年度鳥取市障がい者計画にかかわる主な事業についてということで事務局、説明よろしくお願いします。

## ○事務局(枡谷)

はい。それでは資料 3、資料の 17 ページ以降になります、平成 30 年度鳥取市障がい者計画にかかわる主な事業ということで説明をさせていただきます。こちらにつきましては先ほど御説明したとおり議会での答弁を受け、障がい福祉課で所管する事業を中心に障がい者計画の、9 つの基本方針別に事業を仕分けした資料になります。こちらにつきましては、鳥取県のほうの障がい対策支援協議会の資料を参考に作成いたしました。資料のほうは事前に送付しておりますので、事業費の大きなものについて、かいつまんで説明をさせていただきます。まず I、生活支援の分野、こちらは 33 事業ございます。まず I、相談支援事業費、平成 30 年度当初予算は I0、I1 万ということになります。こちらは基幹相談支援事業所、また市内に I2 カ所ある指定相談支援事業所

に一般相談支援事業を委託する経費になります。人件費、事務費合わせて 9,130 万ということになります。一般相談につきましては 6 事業所、16 名相談員の雇用していただき、相談員に対応していただいているところでございます。

18ページを開いていただけますでしょうか、事業名を重症心身障がい児者等日中支援事業費でございます。平成30年度当初予算は2,910万円でございます。重症心身障がい児者のですね、日中支援を行う生活介護事業所や放課後等デイサービス事業所におきます生活指導員の配置に対して支援を行うものでございます。対象となる重症心身障がい児者につきましては、障がい支援区分が4以上、二肢以に麻痺等があること等々、対象の範囲を掲げております。生活介護事業所の利用につきましては1人当たり1日2,900円、放課後デイにつきましては1日1,900円の補助を行っているところでございます。続きまして、この資料21ページになります。15の補装具給付費でございます。平成30年度の当初予算は5,461万円でございます。身体障害を補うための補装具を給付するものでございまして、利用者負担は原則1割となりまして、残りの9割を支給するものでございます。肢体不自由ですと、義肢、車椅子、座位保持装置等、聴覚障がいですと補聴器、視覚障がいですと安全杖、義眼、眼鏡、また、重度障がい者用意思伝達装置等が補装具として項目として掲げられています。

続きまして17の日常生活用具給付事業費でございます。平成30年度当初予算は4,927万円でございます。こちらは補装具の対象外の日常生活用具を給付するものでございまして、制度的には補装具に似通った制度でございます。現在、鳥取市のほうでは62品目を対象にして、ストマですね、そういったものに対して9割部分を助成しているところでございます。続きまして、次のページ22ページでございます。19番、地域活動支援事業費でございます。平成30年度当初予算は1,188万円、精神障がいのある方の創作活動や社会との交流の場等として設置する地域活動支援センター、本市ではサマーハウスになりますけども、の運営を支援しているものでございます。続きまして22番、国民健康保険団体連合会負担金でございます。43億175万円の当初予算を掲げております。こちらはいわゆる障がい福祉サービス、給付のほうですね、居宅介護や訓練等給付、相談支援事業、そういったサービス利用計画の策定や施設入所者に対する給付費等を支給するものでございます。これは鳥取県の国民健康保険団体連合会を経由して支給をしておるところでございます。

続きまして、24ページ目でございます。29番、国民健康保険団体連合会負担金、これは障がい児対象分ということでございます。平成 30年度当初予算は5億 2,769万円でございます。こちらはいわゆる「児」のサービスですね、放課後デイとか、こういったサービスを提供されている事業所に給付の割合、給付の実績に応じて、国民健康保険団体連合会を経由して各事業所に給付費を支給しているといった制度でございます。25ページ 33番になります。これは障がい者福祉センター管理運営費、さわやか会館の管理運営費、1年間の委託料でございます。平成 30年度 4,367万円の委託を行っているところでございます。続きまして $\Pi$ の保健・医療の分野になります。これにつきまして、13事業になります。まず 1、自立支援医療費、平成 30年度は 2億 680万円、これは、いわゆる更生医療、育成医療の医療費の一部を助成をしているものでございまして、更生医療につきましては 18歳以上で身体障がい者手帳を所持するものであって、医療を施術するこ

とにより、身体機能の改善等が見込まれる方に対して支給をしております。対象疾患としましては心臓の弁置換、ペースメーカー埋め込み、人口透析等が挙げられます。また、育成医療につきましては18歳未満、児童ですね、同じく手術などの治療によりその症状が軽くなると認められる場合に、医療費を支給しておりまして、口蓋裂、脊椎側彎症等々の対象疾患に対して医療費を支給をしているものでございます。

続きまして、2の療養介護医療費 4,357 万円でございます。これは療養介護サービス、医療と常時介護を必要とする方に医療機関への入院と合わせて機能訓練や介護、日常生活の援助を行うサービスでございまして、市内では医療センターのみになりますけども、その分野で医療費の部分ですね、支給をしているものであります。次に27ページをお開きいただけますでしょうか。IIIの教育、文化芸術・スポーツ等の振興の分野でございます。27ページからになります。特別支援事業費ということで794 万円を、平成30年度の予算に上げております。内容につきましては28ページになります。鳥取市障がい者福祉週間におけるふれあい広場ですとか、障がい者アート作品展、また障がい者基本法に基づく障がい者週間、街頭啓発事業でありますとか、障がい者週間啓発大会、また、手話情報番組の制作費、また、障がい者各団体への育成事業、運営補助ですね、あと、障がい者福祉バス借上支援事業等々がこの事業費の中に入っているところでございます。

IVの雇用・就業、経済的自立の支援というところでございます。 1番、就労継続支援B型事業所通所助成事業費 629 万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、就労継続支援B型事業所に通所する障がいのある方に対して通所に要する費用の一部を助成しているものでございます。実費相当の 3 分の 1 を助成している事業でございます。続きまして 2 の福祉の店運営費補助金といったことで、30 年度当初予算は 634 万円でございます。こちらはレインボー、ユーカリに対する運営経費等の助成を行っているものでございます。続きまして 4番、特別障害者手当ということで平成 30 年度当初予算は 9,190 万円、在宅の重度の障がいの方に対して特別障害者手当を支給するといったものでございまして、29 ページの上段でございます。それぞれ障害児福祉手当 1 万 4,650 円、月額です。特別障害者手当 2 万 6,940 円等々支給を行っているところでございます。

続きましてVの生活環境になります。こちらにつきましては3の重度障がい者児タクシー料金助成費ということで、平成30年度では1,364万円の計上をしております。こちらは所得税、市民税非課税の重度の障がいのある方、身体、療育、精神それぞれありますけれども、タクシー料金の一部、初乗り運賃相当額を、助成をしておるものでございます。月に4枚、年間48枚のタクシー券の交付をしております。続きまして5の移動支援事業費730万円でございます。ページをはぐっていただきまして、こちらにつきましては屋外での移動が困難な障がいのある方に外出のための支援を実施をしているといった事業でございます。

続きましてVIの情報アクセス・コミュニケーション支援の推進といったことです。2のコミュニケーション支援事業費2,651万円ということでございます。こちらにつきましては手話通訳者の設置、また意思疎通支援事業、生活支援事業、手話通訳の奉仕員養成研修等々行っている事業費になります。続きまして31ページの4番、聴覚障がい者意思疎通支援事業費でございます。これは、先ほどのコミュニケーション支援事業と同じようなものになりますけど、より高度な意思

疎通ということを行う方への支援事業になりまして、この4月に中核市移行に伴って県から移譲をされた事業になります。なので、29年度の予算額がちょっとないと。29年度は県が実施されております。平成30年は2,901万円の予算を計上しております。先ほどは手話通訳奉仕員の養成だったんですけども、こちらにつきましては手話通訳者の養成、また派遣事業、要約筆記者の養成派遣事業を行うものでございます。

続きましてVIIの安全、安心の分野になります。こちらにつきましては2事業ありまして、1番 目が聴覚障がい者用ファックス設置費といったことで3万1,000円の予算を計上をしております。 聴覚障がい者用のファックスをですね、消防局に設置しておりまして、その聴覚障がいのある方 の情報収集と緊急時の相互連絡体制を確保する事業でございます。続きまして2番目の緊急通報 体制等整備事業費ということで、平成30年は20万7,000円を計上しております。こちらにつき ましてはひとり暮らしの重度の障がいのある方に対して緊急通報装置を設置するといった事業で あります。続きましてVII番目、差別の解消及び権利擁護の推進といったことでございます。障が い者差別解消推進事業費と障がい者虐待防止対策支援事業費、それぞれ掲げております。こちら につきましてはそれぞれ障がい者差別解消支援地域協議会と、はぐっていただきまして、障がい 者虐待防止ネットワーク協議会の運営経費というものになります。3番目、障がい者成年後見制 度利用支援事業費1,255万円計上しています。こちらにつきましては親族のない、判断能力がな い、少し不安な方につきまして、成年後見制度市長申し立てをする費用、また、被後見人等が生 活保護受給者等で資力がない場合に、市の方がその後見人報酬を助成するといった制度、また、 社会福祉協議会が運営しておられます「かけはし」の運営を助成する事業、3つの事業が入って いるところでございます。最後、IX番目は行政サービス等における配慮ということで、それぞれ これ、事務経費を掲げているところでございます。ちょっと駆け足になりましたけど、資料3に ついては、以上で説明を終わらせていただきます。

## ○大谷議長

はい、ありがとうございます。皆さん何か御質問等というところになりますが、小松さん、さっき、すいません。

3番のところになりますので、どうぞ、よろしければ。

## ○小松委員

はい。30ページの7番、事業名社会福祉施設等施設整備事業費8,100万円ついているのは、これはどこかというようなことは現時点で公表。

## ○事務局(守部)

これから募集を、まず公募してちょっと要綱も、今までは県がやっていまして、ことしは中核 市になったので市のほうが担当しているんだけど、これから秋ぐらいに公募して、審議会にかけ て何処どこを対象にして指定するかっていうのを決めて補助するところ、補助する施設とかもそ こで決定してっていうことで、それで本年度は選ぶところまで。

# ○小松委員

新規で立ち上げるっていうことですか。

## ○事務局(守部)

新規もありますし、リフォームとかも合せてやっております。

## ○大谷議長

はい、よろしいですか。

## ○小松委員

はい。

#### ○大谷議長

ほかございませんでしょうか。

### ○金築委員

はい。いいでしょうか。

## ○大谷議長

はい、どうぞ。

### ○金築委員

はい。21 ページの 15 番、事業名は補装具給付費、去年かはね、ことしのほうが減っているようですけど、これはあれでしょうか。つくる人はつくったり、対象者があまり申請してこんということか、それとも耐用年数がありまして、装具やなんかは3年経たないと装具をつくってもらわんとかあると思うので、これ、この辺の内容というか、はどういうふうになっとるか、合わせて30ページの事業費の6番、社会参加促進事業費、これまた改造費やなんかでも今年度は去年より、29年度よりか減になっていますね。これも合わせて、そういう、もうあれがあんまり出てこんようになったのかどうかということをちょっと、もしわかれば事務局のほうで説明お願いします。

## ○大谷議長

はい、事務局、これ2点について、はい。

## ○事務局(枡谷)

はい。平成30年度予算につきましては、あくまでもその一昨年と昨年の実績に応じて予算を計

上しておりまして、もしそれをオーバーすることがありましたら補正予算ということで対応する といったことになりますので、実績が減ったということではなくて、やっぱりこう多い年と少な い年がございまして、それをちょっとならした格好で予算は計上しております。

## ○金築委員

今、言ったようにもちろん補正はなんぼでもできますけど、本人が遠慮して、まずは3年経たんから、新しくつくって、もう壊れているから、でも申請はできないんだっていうような考えを持っておられるかどうか、当事者、本人がね。そういうのをつかんでおってあるのかどうかっていうことをちょっと伝えられたので、金額としては300万、50万か減ったら、これはさっきおっしゃるように補正予算でなんぼでも組み替えられますのでということで、今の質問になったんですけども。ありがとうございました。はい。

## ○大谷議長

よろしいですね。そういうことはないということですね、はい。

# ○大谷議長

田渕さん、はい。

#### ○田渕委員

29番、29ページ1番、障がい者住宅改良助成費、これ精神がないじゃないですかね。もう常にこんな問題が出てくるんですね、何でこんなに排除されるんですかね、精神障がい者は、排除ですからね。本当にこういう不条理なものがね、いろんなところでね、常につきまとっとるんですね。それとこれのきちんとした回答をお願いします。一番問題提起したいのは26、27ページ、特に10番、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業25万1,000円、これね、昨年度からこの問題は鳥取市の29年度の実行率が40%なんですね。第4、第4次ですかね。地域に、精神障がい者を地域に帰らして、それで一緒に生活しようと多くの目標を掲げられました。わずか40%の実行率なんですよね、40%。それをこの第5次には足し算しようかとかね、とってもそんなものを足し算したって実行できんから新たにつくろうと。それで、今までの数字は切り捨てなんですね。そして、昨年度地域を挙げてということで、先進地の豊岡の保健所の所長を呼んで、ここでいろんな研修会をしてもらいました、山口保健師さん中心にね。それで、今後じゃあ、市が取り上げて、地域移行の事業をきちんと立ち上げようという決意はできて、このことは間違いないですね、桝谷課長。

#### ○事務局(枡谷)

課長補佐です。

## ○田渕委員

きちんと返事してください。もうこれはね、25万1,000円というような、こんな金額はどこから出た数字になったのか。また、今回もね、地域移行に本当にね、障がいを持った人たちが地域で安心して暮らせるためにどんな事業をするのかね、私はこのことに関しても具体策出していただきたいということを年末からずっと言ってきとるんです、これね。家族会は何をお手伝いしている、こんな金額はどこから出てくるんですか、これは。課長、きちんと返事くださいな。

#### ○大谷議長

今、ちょっと言いますから。はい、どうぞって言った後で。ちょっと待ってくださいな。

### ○事務局(枡谷)

今、すいません。2件御質問をいただいたと思います。住宅改良、障がい者住宅改良助成事業、 こちらの工事対象は居室、浴室、トイレ、玄関、廊下等での改良、手すりをつけたりとか、通路 を広げたりするようなというところで、下肢機能障がい、体幹機能障がい、脳原性運動機能障が い等の、身体の移動が困難な方を対象にしておるところがございまして。

#### ○田渕委員

じゃあ、精神の位置付けはどうなんですか。どういう状態なんですか。

外見上はね、実際生活の困難者はどれだけ困っておられるか、そういうことつぶさに検証されましたか。

## ○事務局(枡谷)

物理的バリアによってその移動が困難な方に対しての事業の役割ということがありましてですね。

## ○田渕委員

この議論はね、僕、ちょっとあとでやりましょう思う。

#### ○事務局(枡谷)

それで、もう1つの地域移行。

## ○田渕委員

地域移行。

#### ○事務局(枡谷)

それで、そちらにつきましては昨年までは東部福祉さん、鳥取県さんの事業をされていたということで 29 年当初予算額はなしにしておりまして、それで、30 年度の当初予算額につきましてはその東部福祉事務所の予算をもとに鳥取市のほうで計上させていただいた事業であります。そ

れで、今現在の動きは、自立支援協議会の地域移行部会のほうで議論を重ねて、保健所も含めて 議論を重ねておるところでございまして、今その病院に長期入院されている方、またその病院の 方にそれぞれこういった地域移行サービス等を使いやすくするようなパンフレットを作成いたし まして、今後、各病院のほうに、これから説明に行こうかというような内容です。

## ○田渕委員

そういう議論は今まで何回もやっとるんですわ。具体的にこの地域移行は今まで第4次で40%の事業しか達成してないと、それが大丈夫なんで地域に障がいを持った人たちを帰そうと、地域同じ目線で生活しようとね、どなたか、実際は家に帰ってくると困るだとかね、隠そうとするとかね、そういう問題がありながらどうやって地域にその啓蒙をするとか、そういうことをね、今の話はもう前とずっと同じ話の延長ですからね、去年が何のために豊岡の保健所長を呼んでね、じゃあね、やりましょうよと、やってくださいねと、キーマンはもう名前だしてありますけど、山口保健師さん、あなたちょっと頑張ってねと、そういうことで、そういう意思がどこにつながって、どういう形でこんな予算が出てくるんですか。いい加減にしてくださいよ、これね。今までね、本当にいつも大きな数字を出して40%ぐらいしか達成してないのにね、また今回もそんな絵に描いた餅にしてね、これも達成できませんでした。こんなことはね、こういう質問すると同じ回答でした。

#### ○事務局(守部)

すいません。私、今、地域移行部会のほう、自立支援協議会の担当をしておりまして守部といいます。それで、地域移行支援部会にも出ているんです、事務局として。それで、一応それぞれの相談支援事業所が目標1人か2人は地域移行につなげようということで取り組んでいまして、今、本当に具体的に地域に戻れる人が出てきています、何人か。それで、本当に今年度は病院のほう、とにかく入院していらっしゃる方の本人さんたちにその気になってもらわないといけないということで、病院のほうに説明に行って、精神科の病院のほうに、今年度全部回って、関係機関全部回って。

#### ○田渕委員

じゃあ、そうやって積み上げたものは何人になったんですか。

そうやって個々見て、いろんな計画があってね、積み上げた目標人数、このぐらいは今年度で きそうだっていう人数は何人、積み上がっているんですか。

#### ○大谷議長

ちょっと待ってください。議論が切りがない。この地域移行、私たちの育成会のほうも関連した部分もあるんですけども、そこにあるのがやはり育成会のほうで言えば、逆に言えば入所の関係、そういうふうに入所ですね、施設に入っている方々、この地域移行っていうのは同じように進めるというのが、今あるんですけども、そこには何が、1つはやっぱり家族、親であるとかが

やっぱり十分に受け入れ体制を取っていかないとできないという部分もあるので、その部分も検 討してもういかないと。

## ○田渕委員

結局ね、育成会なんかはね、そういう病院と、以外に生活場所あるんですね。精神の場合には病院とイコール家庭なんですね。間というものがないんですわ。今まで随分長年にわたって、100年以上精神疾患が閉鎖の中にいてね、牢があるとこに、座敷牢に入れて終生そこで一生を終わると、そういうことを 20 年前から言われて。ですから、地域社会、受け入れるはずがないんですがね。

## ○事務局(守部)

今、グループホームっていって、新しい場所なんかも。

#### ○田渕委員

いや、いやいろんな個別にはありますので。ですから、そういうものをね、今まではそれ 40% の達成率でね、これからその第 5 次、6 次が始まった中でそういうさっきおっしゃったようにね、具体的に何人そういった個別に、ここで私のところは何人、みんながされると、目標を持って、それはわかりますよ。それ足し算したもの何人になるのか、それで、この予算で間に合うのかね、25 万 1,000 円、これどこから出た数字なんですか。金が全てじゃないですけどね、もうちょっと真面目にね、本当にこれは重点項目としておっしゃっているはずなんですよ。私どもこのことは非常に関心持ってやっていますしね。

### ○大谷議長

わかりました。予算の問題につきましては、

#### ○田渕委員

いや、予算もだけど、やっておられることが中途半端でね、この場しのぎの回答しかなってないんだが。

## ○事務局(守部)

とりあえず毎月集まって検討して、

## ○田渕委員

検討した結果がどうなっとるか、教えてくださいよ。

#### ○事務局(守部)

具体的に、ちょっとここ資料ないんですけど、病院に訪問する日も決まっていて、病院で説明

会をする日も決まっているっていうような状態で、今年度は少しは目途が出るんじゃないかなと は思っているところです。

## ○田渕委員

今までずっとその話、聞いてきました。今までも。

## ○事務局(守部)

もうだいぶ進んで、今年度は少し動きがだいぶあるところで、

## ○田渕委員

そうですか。

## ○事務局(守部)

また次のときに御報告できたら、

#### ○田渕委員

少し、どれだけの少しかわかりませんけどね。

#### ○大谷議長

わかりました。家族会との話し合いをちょっと持ってもらって、その地域移行については個別 の問題になってきますので。

### ○田渕委員

いや、個別とかの話とかにしてもしょうがないんです。

## ○大谷議長

いや、待ってください。話が終わりませんので、言われることはよく、ですので、個別で話ができるようにしていただいて、それで、ある程度の線を出していただくお話し合いをしていただくということでお願いしたいと思います。いろんな障壁は確かにあると思いますのでお願いします。ほかにございませんでしょうか。はい、森本さん。

#### ○森本委員

私ばっかりで申しわけない。まず21ページ15番、補装具の支給についてですけどね、労災で、私、右大腿切断なんですけどね。労災の場合はスペアを含めて2本支給ですわ。一般事故の場合は1本、これは確かに法律でそういうふうになっています。ところが実際問題ね、社会福祉、行政の指導はですな、森本さんには松葉杖があるんだから、支給しているんだから、義足が壊れたときには松葉杖でしなさい。確かに理屈ですわな。これをね、法律は法律として、結局、条例で

ですな、スペアを出していただきたいなあというのが、私も、もらったんですけども、そういうのをちょっと施策をね、ちょっと考えてもらいたい。まずこれが1つ。

それと2番目のね、2番目、23ページ、24の、ここに肢体不自由児育成事業っていうのでね、障がいのある児童へ記念品を贈呈する、これはどういう意味かな。13万円ね、ちょっとイメージが湧かんですわ。それから、都度、都度聞きますわ。それとね、次はね、28ページ、上から1、2、3、4行、5行ですね、障がい者アート作品展、これ私よく行くんですけども、そこに確かにアートの作品がありましてね、その下には名前しか書いてない。この人がどういう障がいでこの作品を描いたんだということが全く表示されてない。それで、私なんかがよくパラリンピクックやなんか見るんですけども、両手がなくてね、水泳しているんですが。考えられん。それで彼らは両手がなくてもグイ、グイ、グイそのイルカのごとくね、こう行くわけです。これで我々やっぱり健常者と違った普通の人間が感動するわけです。ちょっと私も障がい者アート作品展に行くんだけども、名前だけ書いてある。この人はどんな障がいだろうな。これがわからん。だから感動のしようがない。

次に30ページ、これ2番ですね。大きいのの、これはVI情報アクセス・コミュニケーション支援推進ということで、2番の結局、手話事業ですね、コミュニケーション支援事業費。これ2,600万もあるんですけども、健常者がですね、ろうあ者と話をしようと思ってもですね、結局この支援事業費は使えんですわ。だから私は例えばろうあ者の方と、あの人とお話したいねと思ったときもね、結局、健常者がですな、この事業費を使って手話通訳を雇うということはできませんわな。これが本当に身体障がい者と健常者とのコミュニケーションができるんかいなということ。それから31ページ、VII番目の差別解消及び権利擁護の推進ということがあるんで、(3)の事業の概要、障がい者差別解消支援地域協議会を運営するというふうに書いてあります。これがどういう位置づけになっているか。私のイメージは身体障がい者相談員が17名だかおりますわな。その方々がですな、鳥取市の、結局いろんなその巷の問題を、相談員さんを掌握している守部さんのほうに持っていきますが、報告書をね。ところがその行政のほうはですな、何らアクションを起こしていない。こういう問題がありますよ、こういう差別、事例がありますよ。こういう要望がありますよ。これをここの地域協議会というのが、ジャッジができなくても方向性をするだけの組織でしょ、これは。これ何回ぐらい今まで開かれて、議事録を開示していただけるもんですかどうか、ちょっとその辺を聞きたいですわ。以上です。簡単に1~5まで。

### ○事務局(枡谷)

先ほどちょっと御意見を5件ですね、5件いただきました。まず、義足の件なんですけども、 職務上、教育上の観点から2本支給されるようになっています。

#### ○森本委員

もうなっている。

## ○事務局(枡谷)

森本さんも支給されましたよね。

## ○森本委員

いや、私の場合は、あれはガチャガチャになってこっち側の事業じゃなくて、ねっ。

## ○事務局(枡谷)

仕事上で必要だって。

## ○森本委員

それは1個の仕事じゃあいけんって言われたんで。サラリーマン一本じゃいけませんよって言われたんで。

## ○事務局(枡谷)

そういった場合には2本の支給は可能です。

## ○森本委員

できるですか。なら、ちょっと丸丸さんにちょっと言わないといけん、大慌てするから。はい、 わかりました。なら2本できるわけですな、共済と同じように。

## ○事務局(枡谷)

同じようにとは申しませんけども、この仕事上、職務上ですね、必要だと認められる。また、 教育上の観点から教育環境で必要であれば2本支給されます。

### ○森本委員

あれも約1年かかりましたな。2本支給してもらうのに。

## ○事務局(枡谷)

それはちょっと。

## ○森本委員

温度差がありすぎますわ、職員の。

## ○事務局(枡谷)

それと2点目の肢体不自由児育成事業の記念品なんですけども、これは肢体不自由児者の会、 また、手をつなぐ育成会さんと療育キャンプや、激励会等々そういったことも行なっているんで すけども、その際の、記念品をお渡しする事業になります。

それでアート作品展につきましては、個々の障がいの程度は入れるかどうかっていうところは、

少し施設側なりと相談しないといけませんけども、どういった障がいがあるかということがその 感動につながるっていうのはちょっとどうかなと、私自身はよくわからないところがあります。 その施設に入っておられて一生懸命活動されていて、そういったハンディがありながらそういっ た物をつくりあげておられるということで、アンケート等でも感動されたという御意見も多くて、 あえてそれを障がいの程度まで記載をというのはちょっと今のところは考えておりません。

それともう1点のコミュニケーション支援事業、こちらにつきましてはね、個別に森本さんのほうから御指摘等々あったものでございます。その際の説明としましては健常者の方、いわゆる健常者の方とろうあ者の方とで話がされたい場合には、ろうあ者の方の、あくまで同意をいただきたいと、ろうあ者の方は手話通訳者を派遣できますので、そういったことをこちらから一方的に自分の考えを伝えたいからということじゃなくて、あくまでその相手側との話しの中で調整をいただいて、ろうあ者さんのほうに同意をいただいて、手話通訳者を自分から調整なりをとって、派遣いただきたいということですね。

## ○森本委員

その理屈でいくとね、ろうあ者に主導権があるわけですわな。そしたら森本さんと話したくないから、俺と話すんだったら、お前が自腹を切って手話通訳者を頼めという理屈になりますわな。 これが本当に果たして健常者と身体障がい者のフェアな立場なんかなあというふうに私は思うんです。

## ○事務局(枡谷)

その、聴覚障がい者の方が求めていないものを無理やりお伝えすると。

#### ○森本委員

いや、いや、そうじゃなくて、私と森本さんと例えばろうあ者と話すとね、森本さんと話したくないと言われればね、うちとしたら、3,000 円なり 4,000 円だして、私費で手話通訳者を出さないといけません。話したくないから、お前とは、だから、私は、費用は使わんよというのはね、これはアンフェアじゃないかなと思います、健常者から見れば。どう思われます、皆さん。この費用っていうのは税金ですからね、健常者のね、あの人と話したいと言えばね、じゃあ、森本さんは3時間なら3時間、1時間なら1時間で、私がつきましょう。ちょっと出て来いと。この理屈ですわ。何かね、これだけ3,000 円も払ってですよ、その人と意見交換する。それであなたちょっとこれ、この事業費使ってよと言ったら、いや、わしは使わんわいやと。わしと話したかったら、その分、お前勝手に金払えって、こんな馬鹿なことがありますか。これが本当に身体障がい者、ろうあ者を理解する道なんですか。

## ○谷口委員

はい、今の話聞いててね、当り前じゃないかな。あんたと話したくない。話したかったら、じゃ、通訳者連れて来て。こんなこと当り前じゃないですか。僕でも話したくない人とは話したく

ないですよ。金払って。それがアンフェアでしょうね。それは障がい者でも権利も何も、意思も あるわけですから。話したくない人に、無理やり話するんでしょう。何かちょっと違うんじゃな いかなと思ったりするんですけど、僕の考えは違うでしょうかね。

## ○山本障がい福祉課長

いや、谷口委員さんから、今こういう意見がありましたけどね。さっき森本さんが言われたその相手が話したくないっていうのに無理やり話をしようと思ったら、森本さんのお金で雇わないといけんかっていう話ですけど、まず前段として、それは森本さんがその通訳者を雇うか雇わんかは別にして、障がい者であろうが、健常者であろうが、谷口委員さん、今言われたように、森本さんに対しては話したくないって言ってその人が言われるのを無理やり森本さんのほうが手話通訳者を頼んで無理やり話をするということ自体が、それはちょっとどうかなって思いました。

## ○森本委員

これ、例が悪かったですよね。やっぱりそういうケースもあるんですわ。例えばお互いに役員をしとるとね、いろんなケースが。うちのケース言っていたっていけんですけどね。やっぱりお互いに森本個人の問題とかね、そういう問題じゃなくて、一応いろんなことで議論をする場合に、やっぱりあの人とは主義主張が合わんから私は話したくないというような方もおられるわけです、中には。そのときにじゃあ、あれですわ。どうかいなあと。

## ○大谷議長

言われている意味はある意味わかる部分もあるんですけど、ただ、これはサービスを利用するという形のものでありますので、うちの子なんかも必要とする、本人が必要とするサービスを使うための事業というふうに考えておりますので、相手方が、私がこの子が嫌がることにサービスを使うということではなしに、その子が、本人が必要とするものに関してのサービスの提供というふうに考えていただいたほうがちょっとわかりやすいかなと思います。そういう事業費だというふうにちょっと理解をいただいたほうがいいかなというふうに思います。

#### ○森本委員

次に、ならそれはそれで。5番目、はい。

## ○事務局(枡谷)

5番目は差別解消支援地域協議会の話ですね。こちらにつきましてはいろいろな差別案件を、通報があった時点でこちらのほうは事実確認をいたしまして、それで、これを支援協議会のほうに情報提供して、その理由というのはそういった案件があったということ、まず、皆さんに共有いただいて各それぞれの所属の団体のほうにおろしていただいて、こういった事案があったときにはこういった対応をしてくださいよということになります。委員、言われるように、まずジャッジするためのものではありません。何かその相談員からのアクションを起こしてないっていう

の、恐らく森本さんが相談員だった時代の話。

## ○森本委員

2年間にね、20枚の報告書を出したんですわ。この1カ月に1回ね、そのときもあれも全くアクションを全く起こしてない。こういう問題がありますと、Aという旅館がこうですよ、Bという旅館がこうですよって言うんだけども、全く支援地域協議会が開催されたということも聞かない。

## ○事務局(枡谷)

先ほども申しましたとおり、そういった通報があった場合には市のほうで事実確認を行う必要 があります。

## ○森本委員

それをやってください。

## ○事務局(枡谷)

旅館名とですね、場所を教えてくださらなかったんで事実確認ができなかった。

### ○森本委員

違う、違う、そういうアンサーがなかった。クエスチョンもなかったです。

### ○事務局(枡谷)

その当時のお話。

## ○森本委員

だけどね、今ね、守部さんにお願いしているのは、私が出した約20枚の報告書、これを分析して、それでQ&Aをお願いしたいということを言いましたね。

## ○事務局(守部)

コピーをしてくださいという。

## ○森本委員

うん、それで7月末までに。

# ○事務局(守部)

コピーは準備をしている。

## ○森本委員

コピーじゃない。私がそれを。

## ○事務局(枡谷)

ちょっとこの場の会議に。

## ○森本委員

だから、もう少しね、支援地域協議会を活性化してもらわんとね、やはり福祉行政のやり方が わからないようになってくる。だから、今まで支援地域協議会というのを何回開かれました。

## ○事務局(枡谷)

28年に設置しまして、28年に2回、29年に1回開いております。

# ○森本委員

それの議事録というのは開示できますか。

### ○事務局(枡谷)

この、森本さん、開示請求ですね。

## ○森本委員

うん。そうそう。

だから、こんなもんを、だけ、開示をね、ここの会の名前でね、これ、できるでしょただで、 この会議でその推進協議会でこういう、だからそれを委員としてね、議事録、28 年に2回、29 年1回の、何ていうか、議事録をね、開示してもらいたいというこれ言えますか、委員として。

## ○事務局(枡谷)

はい。虐待防止のほうも一緒なんですけども、やはり個々の名称が出てくる部分については、 ちょっと開示はできないんですけど、議事概要という格好でしたら、開示するというのは、ホームページ等で公表することは可能だと思います。

## ○森本委員

でしょ、だったらなるべくというか、1枚10円も払わんでも聞けるわけでしょ。

## ○事務局(枡谷)

ホームページに対応したら。

## ○森本委員

なら、これはホームページに載せる。

### ○事務局(枡谷)

なるべく載せるようにします。

#### ○森本委員

ならよろしくお願いします。

### ○大谷議長

はい、ありがとうございます。時間も差し迫っておりますので、いろいろとちょっと個別の案件もあるとは思いますけれども、その辺は後でお願いしたいと思います。では、まだ2つほどありますので次へまいりたいと思います。障がい者千五百人雇用の取り組みについてということで事務局お願いします。

#### ○事務局(枡谷)

はい。そうしましたら資料の4、ページは33ページ以降になります。ちょっと時間が限られて、かいつまんでの説明になってしまいますけども、こちらにつきましては総社市のほうに直接出向きまして担当者のほうから聞き取りを行ったところでございます。6月に行いました。それで、総社市につきましては6万8,000の人口ということなんですが、今現在も微増傾向にあるといった状況です。それで面積は211.90km。取り組みの経過なんですけども、22年の12月に県立で支援学校をつくるという話があったそうです。それで、こちらの誘致のほうに総社市のほうが名乗りを上げられたんですけど、結局倉敷市に決まってしまったということもありまして、学ぶ場所は倉敷、ただ、働く場所は総社ということで、片岡市長さんの非常に強い思いで、この障がい者千人雇用に取り組むといったことで開始した事業でございます。それで、片岡市長さんにつきましては平成19年からの市長さんということで、非常にアグレッシブな市長さん。それで23年4月には千人雇用事業を開始しまして、就労支援ルーム。これはハローワーク総社さんと支援協定を結ばれまして、嘱託職員、総社市の嘱託職員が2名常駐といった状況です。それで、総社商工会議所さんとも包括協定を結んで、23年12月には千人雇用推進条例。24年4月には障がい者千人雇用センターを設置したと。こちらにつきましては、総社市の社会福祉協議会の中、市役所のすぐ隣、もう渡り廊下ですぐ行けるような所に、このセンター設置をされています。

26年6月には就労支援支援金制度を創設されまして福祉就労から一般就労へ移行し、6カ月以上就労された方へ 10万円支給するといった制度もつくられております。そういった経過もあり29年の5月には1,000人を達成されたということでございます。それで、その後、次の段階としまして今度は千五百人、今は目指しておられるというところでございます。それで取り組みの体制なんですけど、主に3つの機関が連携をされて取り組んでおられます。まず、障がい者千五百人雇用センターということで社会福祉協議会、5名の職員がおられます。続いてハローワーク総社さん。6名おられますし、プラスして総社市さんの嘱託職員2名が常駐されておられます。あ

と、総社市、担当課は5名、部長、課長、係長、主任といったことで、ほぼ係長さんと自立支援 推進員さん、この2名でやっておられるような状況でございます。それで、総社市さんのほうに はその、いわゆる「ナカポツ」さん、障害者就業・生活支援センターがなくてですね、そういっ た機能も障がい者千五百人雇用センターが担っておられるというような状況でございます。

続いて次のページをはぐっていただきまして、就労支援体制の整備でございます。下から上に上がっていきます。取り組み開始当初は180名であったということなんですけども、ハローワークさんとの協定を結ばれて一般就労者の人数が把握できたということで23年11月には420名となります。その後どんどんふえていきまして29年5月には1,000人を突破して1,003人ということです。30年4月に若干下がっているのは恐らく皆さんも御承知とおり、倉敷、岡山のほうで、A型就労事業所のほうが大型の廃止が2件続いたということもありまして若干減ってしまっているという状況でございます。総社市さんのほうは製造業や流通業が多いということがあるようでございます。それで、この取り組みの効果としまして、就労継続支援事業所も増加されておられる。取り組み事業者は、A型事業者は0事業所だというところが30年6月には7事業所にふえましてB型のほうも2事業所から9事業所にふえたといったところになります。市の支援は特になくて、この障がい者千五百人雇用の施策の効果ということでそういった事業所、協力事業所がふえていったという形でございます。

関連施策としましては農福連携ですとか、デマンド交通乗合タクシー、また、障がい者向けの 就職面接会等も開催されておられます。次のページ、広報により障がい者雇用をアピールすることで「広報そうじゃ」におきまして、B型就労なりA型で働いている障がい者の方をバーンとトップに掲載されまして、特集などで仕事のPRをされておられます。あとはセントラルロビーカフェといいまして総社市役所の中庭、10畳くらいの中庭があるんですけれども、こちらのほうに火、水、金5つの事業所が出店スペースを確保されて出店をされておられるといったことですし、先ほど申しました、障がい者就労移行支援金ということで、福祉就労から一般就労へ移行で6カ月間継続された方に10万円を支給されるということになります。また、総社市ではコンビニエンスストアとも連携をされておられまして就労事業所のクッキー、ジャムを販売するスペースを設置されているということでございました。

今後の課題はということでちょっとあえてお伺いしたんですけども、障がいのある方の平均給与が実際ちょっと下がっているといったところが課題としておありになるようでして、今後は向上させていきたいということも伺いましたし、障がい福祉サービス給付費もだんだん増加しているといったところがございました。駆け足で申しわけありません。そういったとこをちょっとまずは情報提供させていただきたいと思いまして説明をさせていただいたところです。説明は以上です。

#### ○大谷議長

ありがとうございます。

## ○田渕委員

ここでちょっとストップさせて。これね、私は、28年の6月に行っているんですが、28年に。ですからこの時点は1,000人の雇用をしたい。それから1,000人が達成をして、今度、次のステージ千五百人に変わっていますので。

それでこの片岡市長はね、いろいろ変化はありましたけども、市の目玉というか、市の1つの事業の柱として障がい者1,000人雇用する。これはBも入っていますけどね、Bの作業所もいろいろね。それは多少あれにしても、当初、市の幹部から殿御乱心だと、市長おかしいでねえかと、やっぱりそういった本当に轟々たる非難があった。だけど、やっぱり障がい者が地域社会できっちりその仕事ができる、就労ができると、このことが地域社会を明るくするんだと、これは絶対成功しないというような、そういう市長の強い信念によって職員も全部、市長がそこまで言うんだったらということで、やっぱりあとは一旦事業が走り出したら順調にいったというぐあいに聞いてます。

ですから、いかに今、きょう午後いろいろな話がありますのでね、総花的にやる事業なのか、この第6次は本当にこれ何を柱にして、鳥取市ここにありと、そういう事業を何するんだということで、やっぱりそういった市長トップのこの確たるものがあれば、こういった成果が出てくるんだということを、これ一つの成功というかね、これはトップの考えによってこういう結果が出てくるんだということをまずは認識お願いしたいと。ですから、周りの人は、それは冷ややかな話で、市長はあんなとんでもないことを言っておると、乱心だと、そういって最初は非難した。だけど、市の幹部はもう走った。

## ○大谷議長

報告ということですけども。すいません。時間もあります。次を、もう1点ありますので、報告事項がもう1点ありますので、とり急ぎで申しわけありませんけども。では、5番目としまして精神障がい者相談員の状況についてということで事務局のほうお願いします。

# ○事務局(枡谷)

はい。そうしましたら資料 5、最終の 36 ページになります。県内で精神障がい者相談員が設置されると、北栄町のほうですね、そういうことがありましたので、また 6 月のほうに直接出向いて聞き取りを行ってまいった状況でございます。設置につきましては平成 29 年の 7 月 27 日、相談員さんは本多まどかさんという一般の方です。それで、報酬額は身体、知的の相談員と同額といったことでございまして、経緯としましては毎年家族会さんのほうから相談員の設置要望がありましたけども、やはり人選、相談員に相応しい方がいらっしゃらないだろうかということで家族会のほうから推薦いただきたいといったことを回答はしておられたそうです。そうしたところがいい人材がおられたということで、制度創設に至ったということです。ちなみに本多さん現在、北栄町の精神障がい者家族会の会長にもなっておられるといった状況です。体制としましては家族会の事務局が社会福祉協議会内にございまして、相談員さんの連絡先は協議会といったことで、社会福祉協議会の開館時間内での相談受付体制といったところでございます。それで、相談員の方は常駐はされずに、協議会が相談を受けた際に相談員に知らせる体制を取っておられる。

状況としましては今まで1回相談を受けたことがありまして、うまく相談を受けることができて2回目の相談につながったといった状況でございます。恐らくこのピアサポーターとしての役割が大きかったんじゃないかなと考えているところでございます。実際は、社会福祉協議会で受けられたのは直接相談員さんに話すのではなく、役場のほうが受け付けて、対応をするといったケースがほとんどといったところがございました。ですので、やはり人材ですね、そういった方が1つは課題になるのかなというところでちょっと感じた次第でございます。大変駆け足ですが説明は以上でございます。

### ○田渕委員

まだまだね、不十分なんですよ、この体制が。しかし、知的と身体は行政の支援はあって相談員の手当もあるんですね。精神はなぜないのか、なぜつくれないのか、これを尋ねると国・県にその制度が、制度、政策がない。だったら北栄町がつくろうでないか。ですから、北栄町は独自の条例で、そして社会福祉協議会が噛んでいるんですね、これね、鳥取市は精神障がい者の方の協議会噛んでないんですね、ほとんどの事業もあるんですね。いや、社協がこれ全面的にバックアップしている。そして、もう1つね、北栄町がするんだったら倉吉市がやるんだ。倉吉は10月1日にスタートするんです、10月1日から家族会が。これも、障がい福祉課です。結局、本当に十分でなくても本当にそういった熱意のもとにそういった人たちが自分たちで障がい者を守っていくんだと。少しでもその相談員制度をつくっていこうやというその気持ちの中で、まどかさんがその思いを持ってケアをしている、これはケアなんです。そして、なおかつ倉吉は北栄町がやるんだったら倉吉もやるんだ。こういう動きを、まずは評価しないといけませんが。できない理由は、なんぼでもあるんですよ。

# ○大谷議長

はい。また、報告事項という、また家族会さんと事務局さんとの話を、

#### ○田渕委員

だけど、聞きっぱなしでね、非常に意味がないで、意味が。

### ○大谷議長

話をする、お伺いしますというふうに言っておられますので。ですので、これは報告事項として、方向性を見出そうとされておられますので、また、あとは部分的に各会のほうでお願いしたいと思います。それで、時間もまいりましたので、この辺で事務局のほうにお返ししたいと思いますのでよろしく。

## ○山本障がい福祉課長

はい、本日は本当に一応3時半までということで、時間になりました。今回いろいろと皆さん のほうから貴重な御意見をいただきました。これについてはいろいろと事務局のほうで検討させ ていただいたりとか、内部で進める、進めていけるものについては進めていきたいというふうに 思っておりますので、また皆さんの御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。本当にきょ うはありがとうございました。